

議第6号

景観重要公共施設の指定に伴う
藤沢市景観計画の変更について

議第 6 号 景観重要公共施設の指定に伴う藤沢市景観計画の変更について

このことについては、平成 22 年に神奈川県が策定したなぎさ軸広域景観構想を受け、湘南海岸周辺の良好な景観の維持形成に向けて、景観法に基づく景観重要公共施設の指定に向けた取組みを進めてきました。

平成 23 年 8 月より、対象となる公共施設管理者、隣接市、占用関係者との協議を重ね、別紙のとおり藤沢市景観計画の変更案を作成しましたので、景観法第 9 条の規定に基づき、藤沢市都市計画審議会へ意見を聞くものです。

藤沢市景観計画の変更案

別紙のとおり

スケジュール

2012 年 10 月 23 日	第 41 回藤沢市都市景観審議会にて意見聴取
11 月 12 日	第 140 回藤沢市都市計画審議会にて意見聴取
12 月	公共施設管理者との協議、同意手続き
2013 年 1 月	景観計画の変更について告示
4 月	施行

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

藤沢市景観計画の変更案（第V章 公共施設編）

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

第 5 章 公共施設

＜景観重要公共施設指定に伴う景観計画の目次構成＞

第V章 公共施設編

1. 公共施設デザインの考え方

- (1) 景観形成における公共施設の役割
- (2) 類型別公共施設の景観形成の基本的な考え方
- (3) 段階別公共施設の景観整備の基本的な考え方

2. 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

- (1) 景観重要公共施設の指定の考え方
- (2) 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方
 - ①既に事業が実施されている施設
 - ②今後整備が予定されている施設
 - ③整備の予定がない施設
- (3) 占用許可に関する基本的な考え方
 - ①公共空間の整備の一環となる占用物件等
 - ②民間の占用物件
- (4) 景観重要公共施設 位置図
- (5) 占用許可手続きの流れ
- (6) 適用の除外及び別途協議するもの

以降はすべて新規であり、第139回都市計画審議会からの変更事項のみ赤字とした。

3. 景観重要公共施設別の整備及び許可に関する事項

1. なぎさベルト

- (1) 景観重要公共施設の指定理由
- (2) 整備に関する事項及び占用許可基準

2. 江の島

- (1) 景観重要公共施設の指定理由
- (2) 整備に関する事項及び占用許可基準
 - ①湘南港・臨港道路
 - ②県道305号江の島・市道片瀬334号線・市道片瀬358号線

1. 公共施設デザインの考え方

(1) 景観形成における公共施設の役割

藤沢市内で行われる公共事業は、公園、道路、河川、橋梁、下水道など公共施設の整備や公共建築物の建設など多分野にわたっています。これらは市民の生活の中で日常的に利用されるものも多く、「住み続けたい わがまち藤沢」の骨格としての景観づくりの先導的役割を担っていきます。また、本市の景観計画の基本目標を達成していく上で、次のような役割を担っていくものです。

基本目標	公共施設の役割
1 都市の拠点、緑や水の骨格で地域をつなげる景観づくり	生活環境の骨格を形成する 5つのベルトや3つのゾーンを構成する公共施設において、地域間につながりをもたらし、また拠点のシンボル性を高める役割
2 地域の成り立ちや特色を大切に した生活環境の景観づくり	地域のコミュニティの核を形成する 地域の生活活動の拠点となるコミュニティ施設や公園、道路、河川等の公共施設において、それぞれの性格づけや地域特性に応じた整備により、生活環境のまとまりを創出する役割
3 多彩な景観資源を活かし、地域の魅力を高める景観づくり	地域の個性を活かしつつ、新たなストックをつくる 周辺の景観資源をつなぐもの、又は景観資源そのものとして、それぞれの公共施設のデザインの質の向上により、生活環境や藤沢全体のイメージを維持・向上させる役割
4 空間・時間・人間（ひと）をつなぐ感性によるまち並みづくり	空間・時間・人間（ひと）のつながりを先導的に表現する それぞれの公共施設整備において、通りや隣接地等との空間の関係性、地域の歴史の保全や掘り起こし、地域内のネットワークづくりなどに寄与し、地域の景観形成を先導する役割
5 市民・事業者が身近な場所から取り組み、主体的に展開する景観づくり	地域の景観まちづくりへの参加機会となる 公共施設整備における市民・事業者の参加、地域の景観づくり活動の場（美化活動等）としての景観まちづくりへの参加の機会を創出する役割

(2) 類型別公共施設の景観形成の基本的な考え方

本市の景観形成における行政の先導的役割を効果的に発揮する施策の一つとして、特に重要な施設や地区の公共事業については、事業主体との連動や、市民、事業者の協力を得ながら、藤沢らしい都市景観要素にふさわしい形態やデザインなどを目指して進めていきます。

対象施設		取り組みの基本的考え方	
関連する景観10類型	水	みずとみどりの基幹軸	引地川や境川などの河川景観の形成のために、連続性を持って川沿いの緑を守り、育て、つくりあげていく。
		親水機能の導入	整備にあたっては他の公共団体の協力を得て、護岸や防潮堤などの構造物の形態やデザインを工夫する。
		橋のデザイン	整備にあたっては生活環境の一部としてそれぞれの地区にふさわしい橋のデザインとする。
		海岸や川沿いのうるおいのある空間の確保	管理道路や、市民、事業者及び他の公共団体の協力によって確保した用地を含めてうるおいのある空間の拡大を図る。
		生活環境と密接な小河川や水路、池沼の尊重	小河川や水路、池沼など市民の日常生活に身近な水辺を都市景観の中に活かし、より親しみのもてる水辺景観を形成する。
	道	歩行者プロムナード	商店街のモール、川沿いや緑地・住宅地内の遊歩道などを守り、育て、つくりあげていく。
		その他の歩行者空間	歩道の拡幅や、舗装、緑化、サインの整備等を進めて、より安全で快適な道路景観をつくる。
		幹線道路等	幹線道路や自動車専用道路は、その形態、デザイン及び色彩などへの配慮と緑化の推進を目指す。 架空線の地中化や、歩道橋やサイン等のデザインの工夫を他の公共団体の協力を得ながら進める。
	緑	施設緑地	公園や広場、街路樹などを市民、事業者や他の公共団体の協力を得て守り、育て、つくりあげていく。
		斜面緑地、農地	貴重な都市の緑を保全するため、他事業や他の施策と連携して守り育てていく。
街	公共建築物	地域の特性や文化を踏まえ、市民に親しまれる形態やデザイン、色彩などをもったものとする。 市民に開放された広場や緑地の確保、周辺との連続性に配慮した境界領域の演出を目指す。 歴史的建造物の公共的活用、復元利用などを進めるとともに、新たに建設される公共施設なども地域のシンボルになることを目指す。	
公共サイン等	公共サインはその性格や対象地域に応じ、全市又は地域イメージとの調和や、一体的なイメージの創出に資するものとしていく。 地区整備において、アート、ストリートファニチュアなどを都市景観にうるおいを与える要素、又、地域イメージの向上に資するものとして活用していく。 また、単体の公共施設整備においても、地区の実情に応じてアート、ストリートファニチュアを取り込むなど、その地区の都市景観形成を先導していく公共施設整備の役割を高めることを目指す。		

(3) 段階別公共施設の景観整備の基本的な考え方

市内における公共施設の計画、設計、維持・管理に係るデザイン指針を以下に示し、各事業を進める上での手ごかりやデザインに係る各協議における基本事項とします。

	デザイン指針	
①計画段階	機能・安全性と親しみやすさ・快適さ・美しさの両立を目指す	<ul style="list-style-type: none"> 各施設部門上の位置づけ・機能に応じて適切に親しみやすさ・快適さ・美しさ等のデザインイメージを設定する。
	周辺の景観を意識した計画とし、地域の特性を活かす	<ul style="list-style-type: none"> 自然的特徴や土地利用、生活との関わりを把握し、それらにふさわしいデザインの方向性を検討する。 地域や当該敷地の歴史的特性を把握し、これらとの調和や、歴史的特性の継承の方法を検討する。 空間の構成状況を把握し、地域のスケール(通りの幅員、まち並みの高さやボリューム等)、地域の基調となっている植栽や建築物、外構等の意匠と調和した計画とする。
	人々の理解と参画を図る	<ul style="list-style-type: none"> 施設の性格に応じ、利用者、地域住民等の意見収集機会の創出等、市民の参画を図る。
②設計段階	【機能との関係】 機能的必然からデザインを考える	<ul style="list-style-type: none"> 形態や素材は機能性・安全性と親しみやすさや快適さ・美しさの両立を図る。 インフラ施設はまち並みを引き立て、過剰なデザインとならないようシンプルでベーシックなデザインを心がける。 公共建築物はランドマークとしてのシンボル性や地域アイデンティティの表現を意識しつつ、デザイン過剰とならないよう配慮する。 整備費だけでなく維持・管理経費や手間も考慮する。
	【自然との関係】 自然を活かしたデザインでまちにうるおいをあたえる	<ul style="list-style-type: none"> 緑を見せる、つなげる。 水辺を身近なものとする。 様々な生物の生息環境を保全・育成する。 空の広がり、自然の光や風など感じさせる。
	【都市活動との関係】 利用者の快適性を重視する	<ul style="list-style-type: none"> 車の円滑な流れと歩行者の利便性・快適性を確保する。 社会的弱者に配慮する。 周辺の公共施設、民地と一体的に考える。 住民の利用形態に合わせ、多目的利用を図る。
	【生活感覚との関係】 愛着と誇りを生む公共施設を目指す	<ul style="list-style-type: none"> 生活の中のシンボルを大切にす。 色・素材の周辺環境との調和やエイジング(経年変化)に配慮する。 地域の景観資源を活かし、ネットワークをつくる。
	【空間との関係】 地域の景観形成を先導する	<ul style="list-style-type: none"> 部分と全体の調和を図る。 構造物のスケールや形態を周囲になじませる。 周辺にふさわしい安全で印象的な夜景を演出する。
③維持管理段階	計画的な管理・改修を行い、使い方を秩序づける	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な管理・改修を行う。 使い方のマナーを築く。 管理者、利用者で維持管理組織をつくる。特に利用者を主体とした組織づくりにより、よりきめ細やかな管理や使い勝手の向上を図る。

2. 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

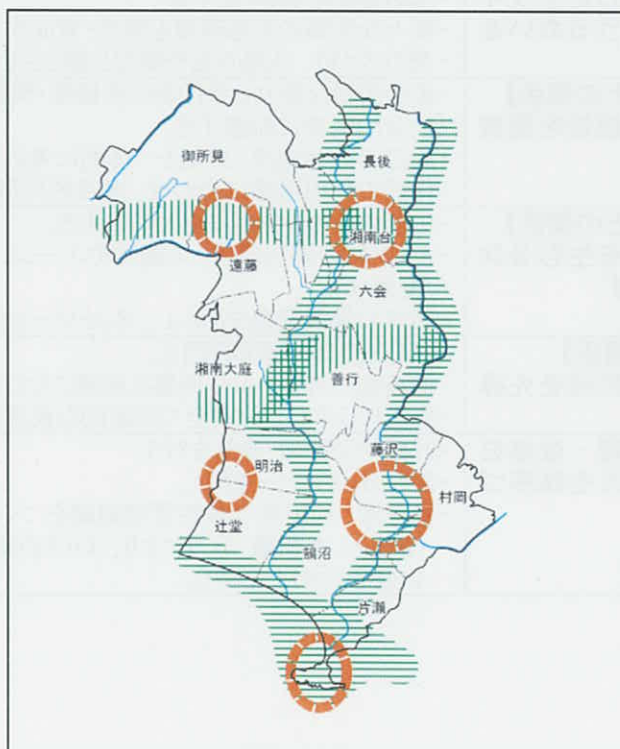
(1) 景観重要公共施設の指定の考え方

景観重要公共施設は、藤沢市全域と地区の景観形成やまち並み形成を進める上で、特に重要な景観資源として位置づけられます。このため、次の視点により、景観法に定める景観重要公共施設の指定（景観法第8条第2項第5号ロ、ハ）に向けて、公共施設管理者との協議を進めていきます。

- ①全市：景観構造を構成している道路や河川、海岸等
- ②地区：地域の景観形成を進める上で重要な道路や公園等

	対象施設	協議の方法
公共施設全体	・公共建築物（官公庁施設、文化・コミュニティ施設等）	・民間施設の届出等と同様の手続きによる協議（通知）
景観重要公共施設の対象（特定公共施設）	・道路 ・河川 ・都市公園 ・海岸 ・港湾 等	・指定による協議 ・整備に関する事項及び許可の基準の作成

5つのベルトと5つのゾーン（参考図）



(2) 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方

景観重要公共施設は、その施設の事業の実施状況や今後の事業化の見通しなどに応じた整備が求められます。そのため、事業の実施状況別に、周辺と一体的な景観形成が必要になります。

①既に事業が実施されている施設

- ・現在のデザインを維持することを基本とする。(改善が望まれているものを除く。)
- ・補修・改修や通常の管理(色の塗り替え等)においても、既存のものと同等の色彩やデザインとする。
- ・ただし、社会的に求められる機能的なニーズや材質の技術的向上を踏まえ、適時、適切な素材、仕様への変更を検討する。その場合も色彩等、既存のものと調和したものとなるよう検討する。

②今後整備が予定されている施設

- ・景観特性や場所性に応じた色彩基準を検討する。
- ・植栽を施す際は、その維持管理、季節感、施設イメージや場のイメージに配慮する。
- ・地域の特性に応じて、市民活動の場としての整備を行うよう努める。
- ・沿道や周辺においてまち並み誘導が検討されている場合は、一体的な整備を行うよう努める。

③整備の予定がない施設

- ・補修・改修時に、景観阻害要素を徐々に除去又は改善する。
- ・改善の際は、デザイン・色彩に統一感や系統性をもたせ、過剰なデザインを避ける。

(3) 占用許可に関する基本的な考え方

占用許可の対象となる施設のデザインは、公共空間の整備デザインや隣接する景観と調和を図る必要があります。

①公共空間整備の一環となる占用物件等

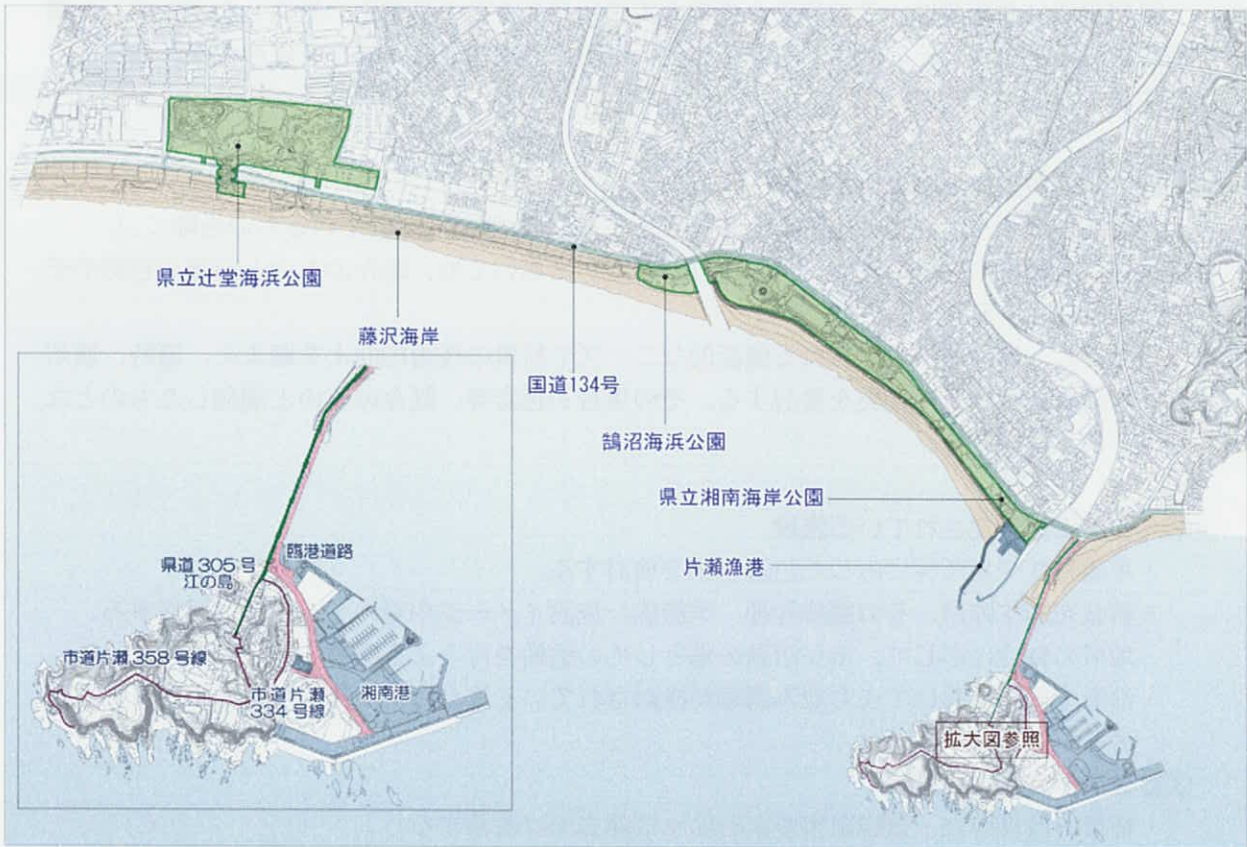
- ・電線類地中化に伴う分電盤等は、その他の道路内施設と調和した色彩とするとともに、植栽等により修景するか、又は道路景観に影響しない位置に設置するよう努める。
- ・公共空間内に設置されるサインは、周辺のまち並みと調和したものとし、地域や公共施設の区域内で系統だったデザインとする。

②民間の占用物件

- ・配置は、主要な場所からの眺望や景観のシークエンス(連続性)等に配慮する。
- ・色彩や素材は、道路の仕上げや沿道の建築物等と調和し、美しい経年変化に配慮したものとす。

※ 以降は全て新規。
基準については前回審議会からの変更点を赤字で記載。

(4) 景観重要公共施設 位置図



区 域	対 象 施 設
湘南海岸周辺	国道134号 湘南海岸公園（県立湘南海岸公園、鶴沼海浜公園、県立辻堂海浜公園） 藤沢海岸 片瀬漁港
江の島	湘南港 臨港道路 県道305号江の島 市道片瀬334号線 市道片瀬358号線

上記の公共施設の整備及び占用許可に当たっては、以降に示す公共施設別の「整備に関する事項」及び「占用許可基準等」の基準に適合することが必要です。

景観法第8条第2項第5号ロに基づく景観重要公共施設の整備に関する事項に関しては、各公共施設の種別又は公共施設の位置する区域に応じて、次に記載する各種ガイドライン等に準拠します。

- ・ 「道路デザイン指針（案）」 国土交通省
- ・ 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」 国土交通省
- ・ 「海岸景観形成ガイドライン」 国土交通省
- ・ 「湘南なぎさデザインガイドライン」 神奈川県
- ・ 「なぎさ軸広域景観構想」 神奈川県